

目 標 年 度
令和 1 3 年度

島根県花き振興計画

令和 4 年 6 月
島 根 県

目 次

I. 本県花き農業の現状と課題	1
(1) 花き生産の推移	
(2) 担い手の状況	
(3) 消費の動向	
II. 花き農業の振興に関する対策	4
1. 花き農業の振興に向けた基本的考え方	4
2. 具体的対策	4
(1) 産地の中核となる担い手の確保	
① 施設整備の推進	
② 新規就農者の早期の経営安定に向けた取組	
③ セーフティーネット措置等の一層の推進	
(2) 生産性の向上	
① 新品種の導入や栽培技術改善に向けた取組	
② 省エネ・低コスト化技術の導入	
(3) 販売対策	
(4) 花き文化の振興	
① 「しまね花の郷」による花き文化の振興	
② 花きPRイベント、花育等の実施	
(参考資料)	
1. 花きの振興に関する法律	9
2. 花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針	15

I. 本県花き農業の現状と課題

本県花き農業は、キク、トルコギキョウ、ばら、シクラメン、ボタンを中心に消費者嗜好や需要動向に対応した花き産地として発展してきた。

しかし、生産者の高齢化や、若年層を中心とした花き需要の減少に伴い、平成15年をピークに生産の減少が続いており、令和2年には10年前の半分程度まで生産が縮小している。

また、65歳以上の生産者が7割を占めるとともに、10a未満の生産者が全体の半数に上っており、零細な経営体が生産の太宗を占める生産構造となっている。

花きでの新規就農者は10年間で23人が就農しているものの、ここ5年間では8人とどまっており、新規就農者数が鈍化しつつある。

こうした中で、今後産地として継続していくためには、花きの需要に即した生産・販売体制をさらに強化していくとともに、産地の中核となる担い手の確保や経営安定を進めていくことが必要である。

近年、県オリジナル品種を活用して母の日需要を拡大したアジサイが全国から注目を集め、生産も拡大している。

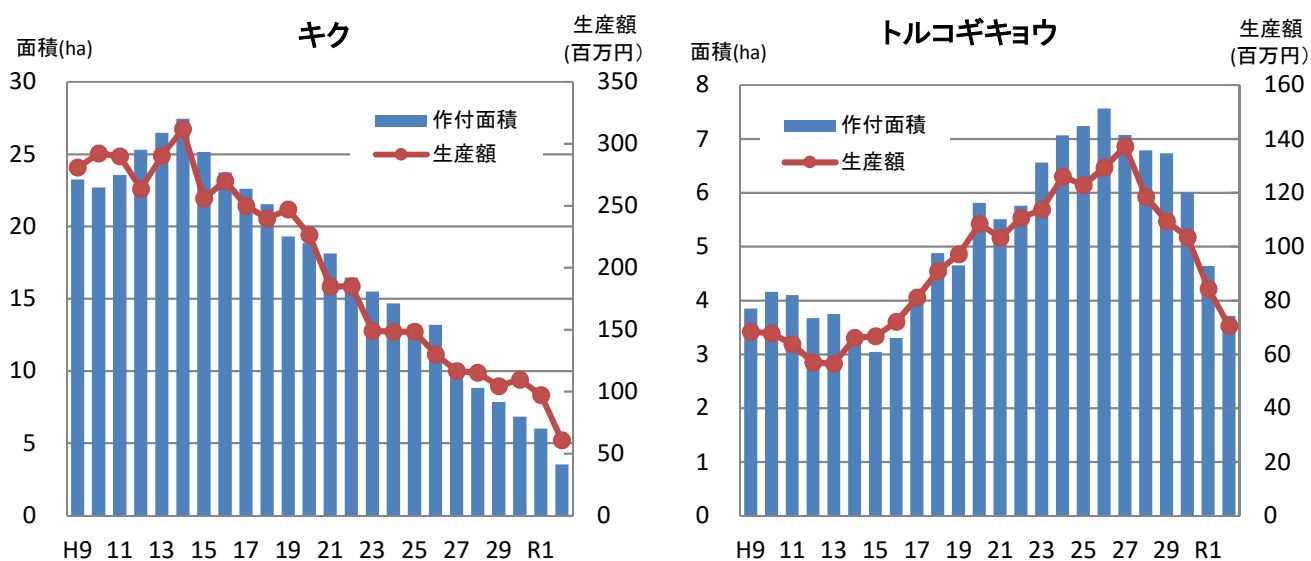
このアジサイのように、花きは品目・品種の移り変わりが早い反面、消費者嗜好や需要にマッチした商品づくりを進めることにより産地として発展する可能性が高い品目でもあり、花き産地として機動的に対応していくことが求められる。

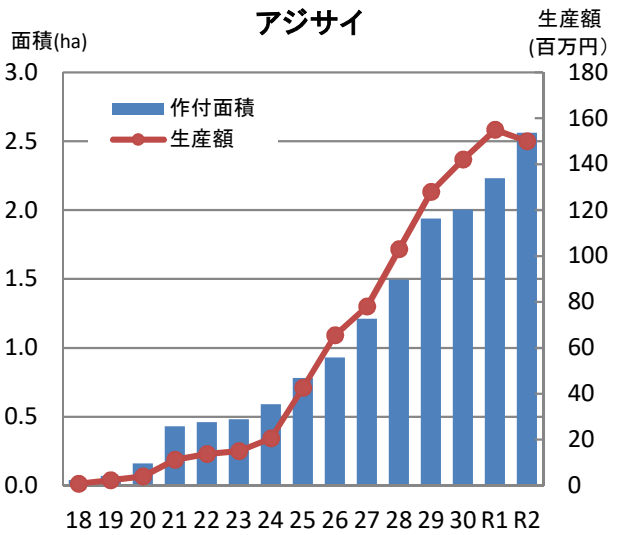
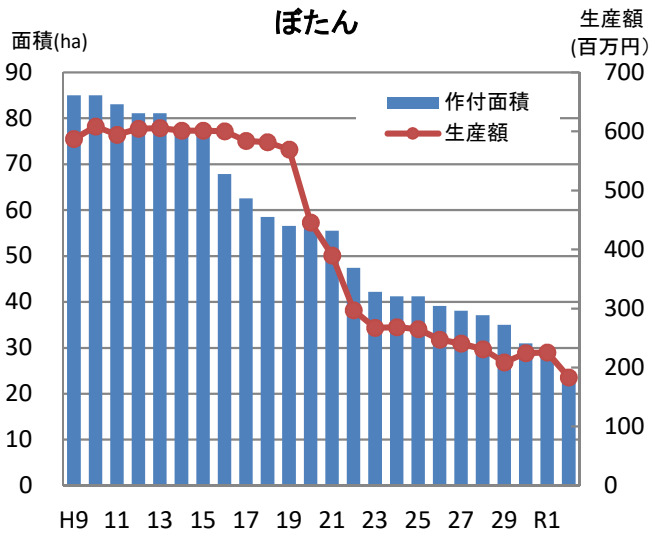
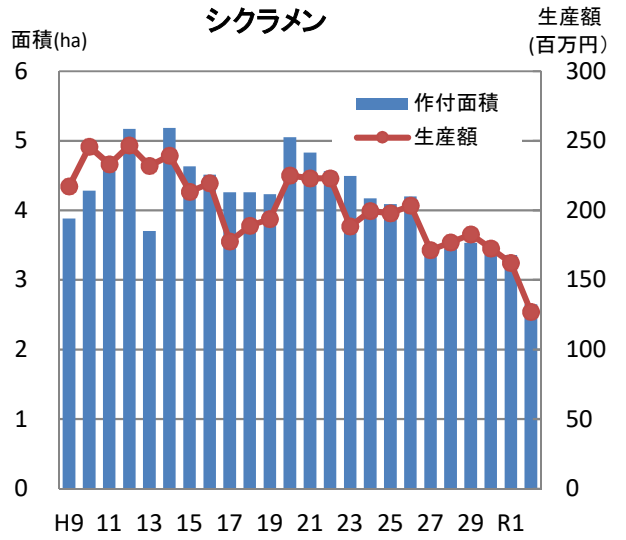
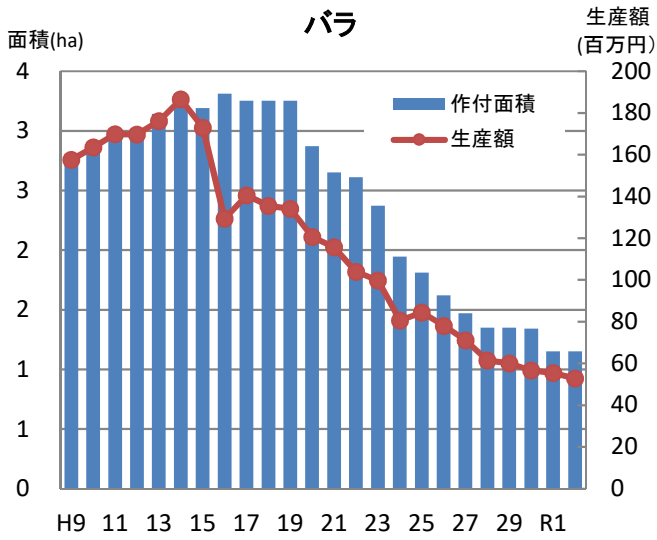
(1) 花き生産の推移

生産者の高齢化や離農、冠婚葬祭需要の変化などにより、いずれの品目でも作付面積、生産額が大きく減少しており、特にキクは10年前と比較して3分の1程度まで減少している。

トルコギキョウもSO品種を中心に平成26年まで生産を伸ばしてきたが、零細規模農家が多いことや土壌病害虫の発生等により近年生産が減少している。

一方、シクラメンの補完品目として導入したアジサイは、母の日の定番商品としての需要を掘り起こし、生産が拡大している。





(出典：産地支援調べ)

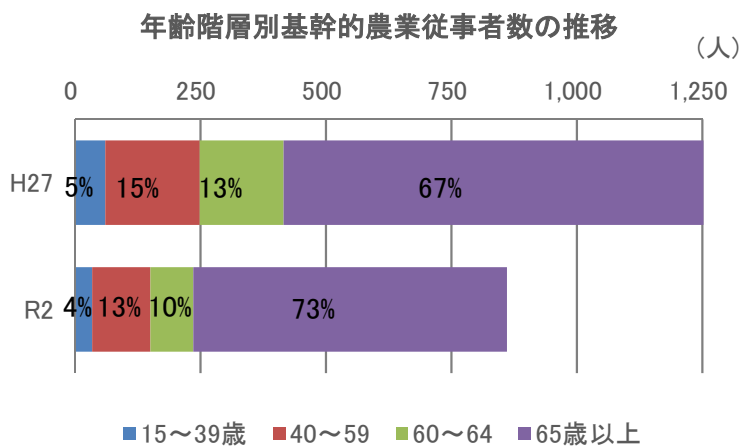
(2) 担い手の状況

花きの生産者数（基幹的農業従事者数）は減少しており、令和2年は5年前と比較して3割減少し861人となっている。また、65歳以上の割合が7割を越えており、生産者の平均年齢は68.6歳*と高齢化が進んでいる。

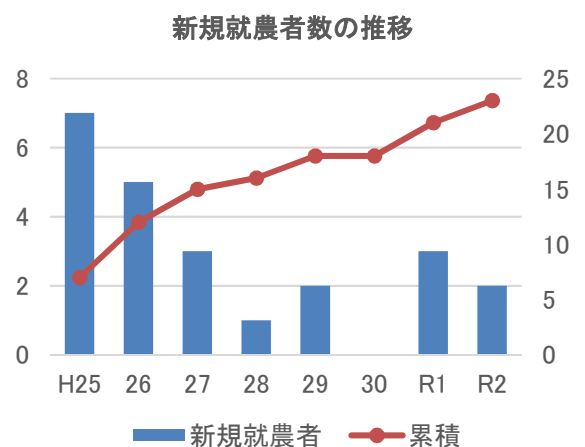
作付面積別の経営体数をみると、10a未満の生産者が全体の半数を占め、50a未満の生産者が9割を占めており、都府県と比較して零細規模経営が多くなっている。

新規就農者は最近10年間で23人が就農しているものの、ここ5年間では8人にとどまっており、新規就農者の確保数は鈍化しつつある

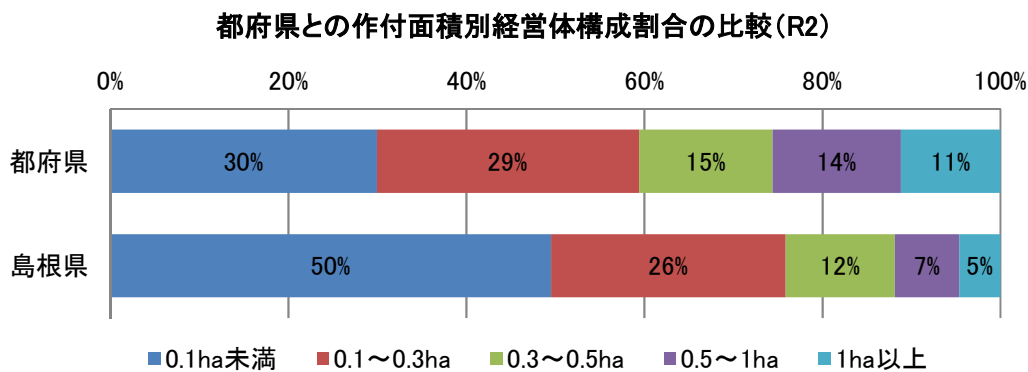
※ 花き・花木の基幹的農業従事者（自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者）の平均年齢



(出典：農林水産省「農業センサス」)



(出典：農業経営課調べ)

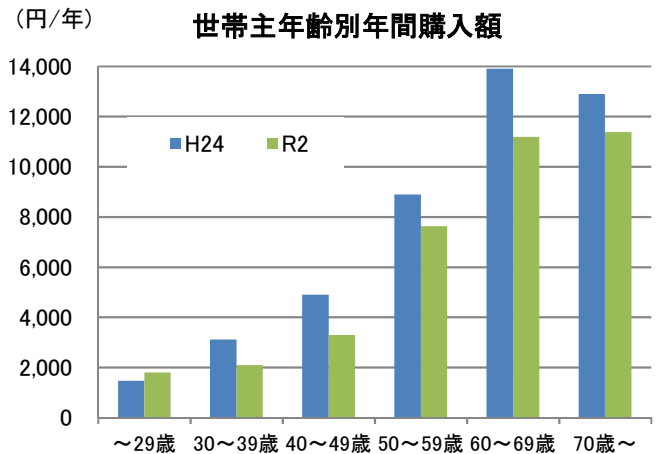
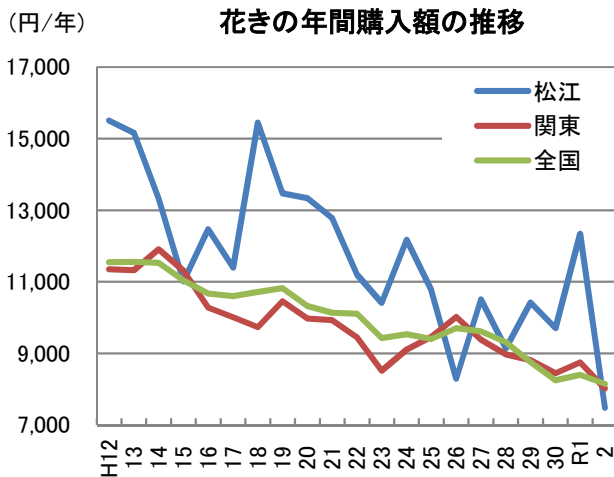


(出典：農林水産省「農業センサス」)

(3) 消費の動向

花きの需要は長期的にみて減少傾向であり、特に若年層の年間購入額が少なくなっている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による冠婚葬祭の簡易化や機会減少などの消費動向の変化への対応を迫られている。



(出典：総務省「家計調査年報」)

II. 花き農業の振興に関する対策

1. 花き農業の振興に向けた基本的考え方

施策の推進に当たっては、令和2年4月に定められた国の「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」、令和2年4月に策定した「島根県農林水産基本計画」に基づき産地の中核となる担い手の確保・育成、生産性の向上、販売対策への支援を通じて、産地の維持・発展を進め、本県、花き農業の振興を図ることとする。

また、花きは品目・品種の移り変わりが早く、需要を的確に把握し、迅速に対応していくことが必要である。このため、生産者、生花店、流通業者、関係機関で構成する「島根の花振興協議会」を中心として生産・販売の具体的な対応を検討していく。

2. 具体的対策

(1) 産地の中核となる担い手の確保

① 施設整備の推進

農業者の高齢化等により生産が減少する中、産地の生産力を維持していくためには、新規就農者の確保とともに、それら担い手の規模拡大が円滑に進むことが必要である。

特にほとんどが施設園芸である花きでは、鉄鋼資材の高騰等により建設費が高騰しており、新規参入や規模拡大の阻害要因となっている。

このため、新規就農者や認定農業者等の担い手が行うハウス整備等に対する支援を行うとともに、市町村やJA等が行うリースハウスの整備への支援を通じて担い手の規模拡大を進める。

② 新規就農者の早期の経営安定に向けた取組

生産に高度な技術を必要とする花き栽培では、新規就農者の栽培技術習得が大きな課題である。

こうした中、アジサイでは、産地自らが研修施設を整備し、新規就農者受入・研修を行っていく計画であり、このような産地自らが行う新規就農者確保のための研修体制の整備や実施を支援し、早期の実践的な技術習得を進める。

また、早期の経営安定を図っていくためには、経験や勘だけに頼らない客観的な栽培管理が重要であり、環境モニタリングシステムやハウスの自動開閉装置の導入等による適切な栽培管理に向けた取組を進める。

③ セーフティーネット措置等の一層の推進

農業者の経営安定を図る観点から、セーフティーネット措置として、平成31年1月から自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補てんする収入保険制度がはじまっている。

近年の気候変動や大規模災害、病虫害等による被害等様々なリスクへの対応力を強化するため、収入保険への加入を推進する。

(2) 生産性の向上

① 新品種の導入や栽培技術改善に向けた取組

花きは品目・品種の変化が早く、常に消費動向や品種開発の動向を注視しながら、産地で機動的に新品種や新技術の導入を行っていくことが必要である。

このため、産地が行う新品種導入や栽培技術改善に向けた実証試験等を支援するとともに、産地と連携して農業技術センターで実証栽培を行い、現地適応性等を検討する。

② 省エネ・低コスト化技術の導入

近年、資材費や燃油価格の高騰など、花き経営を取り巻く状況が厳しさを増している。また、国をあげたカーボンニュートラルの推進など、環境負荷軽減に向けた資材や燃油の使用量の削減も求められつつあり、経営改善、環境対応の両面から省エネ・低コスト化技術の導入が必要となってきた。

このため、これまでも進めてきている変温管理技術の導入推進やハウスの多層化、ヒートポンプの導入など、省エネ・低コスト化につながる施設・機械導入を推進する。

(3) 販売対策

花き経営においては、消費者嗜好や需要動向に的確に対応しながら生産を進めていくことが重要である。

島根県では生産者、生花店、市場等の生産・販売の関係者が一体となった「島根の花振興協議会」が組織されており、この協議会において需要動向等を見ながら、生産・販売対策を検討する。

また、新たな品目・品種や栽培技術の導入が効果的かつ円滑に行われるよう、本協議会において、産地が行う品種比較試験や実証試験の取組への支援を行う。

加えて、出荷経費削減のため、産地が連携して行う出荷体制の構築や出荷資材の統一等への支援を行う。

(4) 花き文化の振興

① 「しまね花の郷」による花き文化の振興

花ふれあい公園「しまね花の郷」において、県内で行われてきた花きの生産や使い方等を紹介するとともに、県内の花き関連施設や各地のPRイベントとの連携を深めることで、県民に対して四季を通じて県産をはじめとした花きに親しむ機会の提供や関連情報の発信を行う。

② 花きPRイベント、花育等の実施

花きに親しむイベントの開催や「島根の花品評会」展示をはじめとした花きPRイベントについて、関係機関・団体と協働で行うとともに、花や緑に親しみ、これらを育てる機会を通じて、優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」について園児や小学生等を対象に取組を進める。

(参考資料)

1. 花きの振興に関する法律
2. 花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針(令和2年4月21日)

○花きの振興に関する法律

(平成二十六年六月二十七日)

(法律第百二号)

第百八十六回通常国会

第二次安倍内閣

花きの振興に関する法律をここに公布する。

花きの振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。

2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針(以下単に「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項
- 三 花き産業の振興のための施策に関する事項
- 四 花きの文化の振興のための施策に関する事項
- 五 花きの需要の増進のための施策に関する事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、花き産業を行う者が組織する団体(以下「花き団体」という。)その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、花きの需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興計画)

第四条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、花き団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(連携の強化)

第五条 国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、花き産業及び花きの文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(生産者の経営の安定)

第六条 国及び地方公共団体は、花きの生産者の経営の安定を図るため、エネルギーの使用の合理化その他の花きの生産基盤の整備、知的財産の適切な保護及び活用、災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生産性及び品質の向上の促進)

第七条 国及び地方公共団体は、花きの栽培の生産性及び花きの品質の向上（以下「生産性及び品質の向上」という。）を促進するため、花き産業を行う者による生産性及び品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(加工及び流通の高度化)

第八条 国及び地方公共団体は、花きの加工及び流通の高度化を図るため、花きの加工に関する技術開発、卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(鮮度の保持の重要性への留意)

第九条 国及び地方公共団体は、前二条の施策を講ずるに当たっては、花きの流通に当たりその鮮度をできる限り保持することの重要性に特に留意するものとする。

(輸出の促進)

第十条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産された花きの需要の増進に資することに鑑み、花きの輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(研究開発事業計画の認定)

第十一条 研究開発事業（花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を行おうとする者（研究開発事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、研究開発事業に関する計画（以下「研究開発事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 研究開発事業の目標

- 二 研究開発事業の内容及び実施期間
 - 三 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。
 - 二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が研究開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(研究開発事業計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定研究開発事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

- 2 農林水産大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。）に従って研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(種苗法の特例)

第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者
 - 二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において単に「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において単に「職務育成品種」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において単に「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等
- 2 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、登

録料を軽減し、又は免除することができる。

一 その登録品種の育成をした者

二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

(報告の徴収)

第十四条 農林水産大臣は、認定研究開発事業者に対し、認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(研究開発の推進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な資材の開発その他花き産業の振興のために必要な研究開発（以下この条において単に「研究開発」という。）の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。

(花きの文化の振興)

第十六条 国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、花きの文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(博覧会の開催等)

第十七条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会その他これらに類するものの開催若しくは開催への支援又はこれらへの参加への支援に努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国の援助)

第十九条 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(花き活用推進会議)

第二十条 政府は、関係行政機関（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。）相互の調整を行うことにより、花きの活用の総

合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、花き活用推進会議を設けるものとする。

(罰則)

第二十一条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第三六九号で平成二六年一二月一日から施行)

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針（令和2年4月21日公表）

この基本方針は、花きの振興に関する法律(平成26年法律第102号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項、花き産業の振興のための施策に関する事項、花きの文化の振興のための施策に関する事項並びに花きの需要の増進のための施策に関する事項を定めるものである。

なお、この基本方針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例によるものとするが、花きには、例えば、切り葉、切り枝、観葉植物、盆栽等も含まれる。

第1 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

我が国における花き産業は、平成29年の産出額が3,687億円と農業産出額の4%を占め、若い生産者の活躍も目立つなど、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているところである。また、我が国における花きの生産技術は高い水準にあり、多様で高品質な国産花きについては、令和元年に開催された国際園芸博覧会における大賞受賞を始め、これまで多くの賞を受賞するなど国際的に高い評価を得ていることもあり、近年、アジアやヨーロッパ諸国、米国向けを中心に花きの輸出は増加傾向にある。平成29年には我が国で初めて花き輸出専用の集出荷施設が整備される等、輸出の拡大に向けた取組が進展している。

さらに、我が国においては、生け花、盆栽、門松等、世界に誇る花きに関する豊かな伝統と文化が国民の生活に深く浸透しており、花きに関する伝統を承継し、花きの文化を振興することは、国民の心豊かな生活の実現に資することとなる。

他方、近年の国内市場における花き消費の伸び悩み、大量生産された安価な切り花の輸入の増加、燃油価格の高騰といった諸問題に対応する観点から、我が国の花き産業の国際競争力の強化が緊要な課題となっているところである。

さらに、近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響に対する懸念についても、その状況を的確に把握し、しっかりと対応しなければならない。

また、今後開催される2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会、国際園芸博覧会は、我が国の花きの国内外の需要を飛躍的に拡大できる機会であり、ビクトリーブーケ、開催会場での展示・装飾等の成果を今後の花き産業の発展に最大限に生かすことが重要である。

花き産業及び花きの文化の振興に当たっては、このような状況を踏まえ、花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用、需要の増進に向けた活動等の措置を講ずることとする。

第2 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

1 花き需要の長期見通し

花きの需要の長期見通しについては、近年の需要の動向に鑑み、また、法に基づき講ぜられる花きの需要の増進のための施策の効果が発揮されることを前提とすれば、需要額は令和12年が4,600億円、令和17年が6,350億円になることが見込まれる。

2 花きの生産量その他の花き産業の振興の目標

花き産業の振興については、次に掲げる輸出額の目標及び輸入額の見込みに需要の長期見通しを併せて考慮し、産出額の目標を令和12年は4,500億円、令和17年は6,500億円とする。

① 輸出額の目標

輸出額は、近年の輸出の状況に鑑み、また、法に基づき講ぜられる花きの輸出の促進に必要な施策の効果が発揮されることを前提に、令和12年は200億円、令和17年は450億円を目標とする。

② 輸入額の見込み

輸入額は、近年の輸入の状況に鑑み、令和12年及び令和17年は300億円と見込まれる。

また、令和12年の産出額の目標を達成するため、内訳を次のとおりとする。

切り花類	2,800 億円
鉢もの類	1,060 億円
花木類	220 億円
球根類	20 億円
花壇用苗もの類	300 億円
芝類	70 億円
地被植物類	30 億円

第3 花き産業の振興のための施策に関する事項

1 生産者の経営の安定

(1) 花きの生産基盤の整備

国及び地方公共団体は、生産コストの低減に資する共同利用施設の導入、暑熱対策等による周年生産又は生産期間の延伸が可能となる低コスト耐候性ハウスの導入、環境制御型の生産システムへの転換を目指した次世代施設園芸の面的拡大、施設園芸におけるヒートポンプ等の省エネ設備の導入、新規就農者の農業経営の開始に必要な農業用機械及び施設の導入・普及を推進するよう努める。さらに、花き生産の分野においても自動重量選花機等ロボット・AI・IoTを活用したスマート農業技術の導入を推進するよう努める。また、農業生産資材の高騰による影響を小さくするため、資材コスト低減のための取組に対し支援を行うよう努める。

(2) 知的財産の適切な保護及び活用

国及び地方公共団体は、DNA品種識別技術の開発等により、国内外における知的財産権の侵害への対策を推進するよう努める。また、知的財産の創造・活用を図るため、花きの新品種の育成、花きの生産に関する新技術の開発及びこれらの普及実用化の取組に対し支援を行うよう努める。

(3) 自然災害等のリスクへの備えとしての農業保険の普及促進及び使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填

国及び地方公共団体は、自然災害や価格低下等のリスクに対して農業者が備えることが重要であることから、自然災害等による収入減少を補填する収入保険や農業用ハウスの損失を補填する園芸施設共済等の普及促進・利用拡大の取組を進める。

また、施設園芸に関して、燃油価格が一定の基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットを構築するよう努める。

2 生産性及び品質の向上の促進

国及び地方公共団体は、花きの生産者の産地間連携による技術交換や育種・苗供給体制の強化、形質のマーカー化による育種の加速化等、生産性及び品質の向上のための取組を支援するよう努める。また、集出荷施設における低温庫を含む産地における低温設備等、鮮度の保持に資する施設の整備を推進するよう努める。

3 加工及び流通の高度化

(1) 花きの加工に関する技術開発

国及び地方公共団体は、多様な需要に対応するため、花束、フラワーアレンジメント等の加工技術の開発・向上等の取組に対し支援を行うよう努める。

(2) 卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化等

国及び地方公共団体は、日持ちの良い花きへの消費者ニーズに対応するため、暑熱対策等による鮮度の保持に資する卸売市場における低温卸売場及び低温庫の整備等を推進するよう努める。また、産地から小売までの流通に要する時間の短縮及びコストの低減に資する流通経路の合理化、段ボール箱等資材の規格統一及び園芸資材の再利用を推進する取組に対し支援を行うよう努める。

4 鮮度の保持の重要性への留意

国及び地方公共団体は、花きの生産性及び品質の向上の促進並びに加工及び流通の高度化に関する施策を講ずるに当たっては、生産から流通・販売に至るまでのコールドチェーンの確立、各段階における鮮度保持剤の使用等の鮮度保持のための取組の意義について、関係者に対する普及啓発を行うよう努める。

5 輸出の促進

国及び地方公共団体は、オールジャパン体制により更なる輸出拡大を図ることを目的として、花きの文化と併せた国産花きに関する情報の発信、海外販路の拡大に向けた市場・消費実態に関する情報の収集・提供、輸出先国の植物検疫に対応した病害虫の防除方法の開発・普及及び海外の見本市への参加の促進や海外からのバイヤーの招へい等による商談の機会の創出に努める。

また、花き産地における輸出に対応した栽培体系の確立を推進するとともに、国

際園芸博覧会への政府出展やインバウンド等を活用した海外需要の創出に努める。

さらに、輸出先国の規制が輸出阻害要因となっている場合には、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)により令和2年4月に設置された農林水産物・食品輸出本部の下、政府一体となって戦略的に対応する。

6 研究開発事業の実施に関する基本的な事項

(1) 研究開発事業の基本的な考え方

研究開発事業の実施に当たっては、法及び基本方針に照らし適切な研究開発を行い、その成果が活用されることにより我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資することを旨とする。

(2) 研究開発事業の内容等に関する事項

[1] 研究開発事業の目標

研究開発事業者は、法及び基本方針を踏まえ、事業の実施によって達成すべき具体的な目標を設定するものとする。

[2] 研究開発事業の内容

研究開発事業者は、次のア及びイの事項に取り組むものとし、これらの事項については、研究開発事業計画(以下「計画」という。)に具体的な内容を記載するものとする。

ア 花きの新品種の育成

耐病性、高温耐性、日持ち性等、従来品種にない優れた機能や形質を有し、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資する新品種を育成すること。

イ 増殖技術の高度化

アにより育成された新品種に係る茎頂培養による増殖、ウイルスフリー苗を使った増殖その他の増殖技術の高度化を図ること。

[3] 研究開発事業の実施期間

計画期間は10年以内とし、事業の実施期間(開始日及び終了日)及び計画の目標達成に向けた具体的な年次計画を記載するものとする。

7 研究開発の推進

(1) 花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化

国及び地方公共団体は、国産花きの需要拡大、海外輸出、低コスト生産等が可能となる花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化を推進するよう努める。また、産学官連携により、新品種の育成等に関する研究開発を推進するとともに、その素材となる遺伝資源の適切な導入を促進するよう努める。

(2) 生産性及び品質の向上

国及び地方公共団体は、産学官連携により、栽培期間の短縮等による生産性の向上及び日持ち性等の品質の向上に関する研究開発を推進するよう努める。

(3) 品質の保持

国及び地方公共団体は、輸出を含む長時間輸送に耐えうる梱包・包装資材の開発等、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な技術の開発等の取組に対し支援を行うよう努める。

8 地球温暖化に対する適応策

地球温暖化が我が国の農林水産業に与える影響については様々な予測が行われているところであり、花き産業においても、これまで各地で地球温暖化の影響が疑われる開花期の遅延、生育不良等の高温障害、病虫害の多発等の事例が報告されているところである。

このため、国及び地方公共団体は、高温障害を回避・軽減するための遮光資材の導入、循環扇の活用その他の栽培管理技術の導入、病虫害を回避・軽減するための資材・技術の導入等の地球温暖化に対する適応策を推進するよう努める。

第4 花きの文化の振興のための施策に関する事項

1 公共施設及びまちづくり等における花きの活用

国及び地方公共団体は、庁舎、学校、図書館、市民会館等の公共施設や、公園整備等のまちづくりにおいて花きの活用を推進するよう努める。また、高齢者関係施設や児童関係施設等の社会福祉施設等における花きの活用の促進に努める。さらに、花きの人を癒やす効用に関する科学的データの蓄積及びそのデータから得られた知識の普及を推進するよう努める。

2 花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進

国及び地方公共団体は、既に民間団体等により行われている、小学生等を対象にした、花や緑に親しみ、これらを育てる機会を通じて優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」に対し支援を行うよう努める。また、花壇作り等の花きを介した世代交流を伴う地域活動に対し支援を行うよう努める。

3 日常生活における花きの活用の促進等

国及び地方公共団体は、家庭や職場等の日常生活における花きの活用に関する環境整備を行うよう努める。また、生け花、盆栽等の花きに関する伝統の継承、新しい物日等の花きの新たな文化の創出及び花きに関する知識の普及を推進するよう努める。

第5 花きの需要の増進のための施策に関する事項

国及び地方公共団体は、国際園芸博覧会、展覧会、展示会、品評会等の開催、消費者ニーズを踏まえた商品情報の提供、切り花の日持ちを保証する販売の確立等、花きの需要の増進のための取組に対し支援を行うよう努める。また、花きの需要の飛躍的な拡大に当たっては、国民への周知・宣伝を抜本的に強化するため、SNSの活用、観光業界やインテリア業界等の異業種との連携による効果的な需要喚起を推進するよう努める。

島根県花き振興計画

令和4年6月

発行 島根県農林水産部産地支援課

連絡先 〒690-8501 松江市殿町1番地

電話 0852-22-5283

FAX 0852-22-6036

島根県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/>

掲載場所 産地支援課ホームページ

>園芸(野菜・果樹・花き等)の振興

>花きの振興

>島根県花き振興計画